

深谷市国民健康保険税の 課税限度額の引き上げについて



深谷市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

○令和３年度 深谷市国民健康保険税の課税限度額を次のとおり引き上げします。

【引き上げの背景 および 引き上げ理由】

平成２５年１２月１３日に施行された「（通称）社会保障プログラム法」において、「持続可能な医療保険制度等を構築するために検討しその結果に基づき必要な措置を講じる」ことが制定され、各関係機関が検討しているところです。

令和２年度の地方税法施行令の改正においても、「社会保障プログラム法」に基づき、「持続可能な医療保険制度等を構築のために被用者保険とのバランス（※）、公平な負担」について、検討され改正されております。

今回、諮問させていただきます国民健康保険税の「課税限度額の改正」におきましても、地方税法施行令の改正の趣旨に則り、被保険者に応分の負担をお願いするよう、１年遅れとなりますが、引き上げを行うものです。（ 施行予定日：令和３年４月１日 ）

なお、令和２年度税制改正において、「低所得者に係る軽減の拡充」についても改正が行われましたが、被保険者に負担を強いる改正ではないため、既に実施させていただいております。

※国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について（令和元年１０月３１日厚生労働省保健局）より抜粋「国保保険料（税）の賦課（課税）限度額につい

ては、これまで被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、該当世帯割合が

1. 5 %に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。」

なお、深谷市においては令和2年度当初課税時において、約1. 35 %となっております。

(1) 課税限度額の引き上げ

区 分	現 行	引き上げ後
医 療 給 付 費 分	6 1 万円	6 3 万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	1 9 万円	1 9 万円
介 護 納 付 金 分	1 6 万円	1 7 万円
合 計	9 6 万円	9 9 万円

(2) 課税限度額の引き上げに伴う影響について

(令和2年7月1日現在)

影響状況	影響を受ける世帯数			調定額(増)
	医療分	2 9 2 世帯		5, 7 0 3, 0 7 9 円
	介護分	4 3 世帯		3 7 6, 7 4 9 円
	計	3 3 5 世帯		6, 0 7 9, 8 2 8 円

※令和2年度の当初課税時の状況により算出

(3) 過去5年間の課税限度額の引き上げ状況について

年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
平成28年度	5 2 万円	1 7 万円	1 6 万円	8 5 万円
平成30年度	5 4 万円	1 9 万円	1 6 万円	8 9 万円
令和 元年度	5 8 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 3 万円
令和 2年度	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円

(4) 近隣市の状況（ 県北 5 市 ）

※令和 2 年度 国民健康保険税 課税限度額

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
熊谷市	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円
行田市	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円
秩父市	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円
本庄市	6 3 万円	1 9 万円	1 7 万円	9 9 万円
深谷市	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	9 6 万円

(5) 低所得者に係る軽減の拡充状況

【 変更内容 】

軽減割合	軽減対象となる所得の基準金額
7 割軽減	3 3 万円
5 割軽減	【改正前】 3 3 万円+ <u>2 8 万円</u> ×（被保険者数等※の合計）以下 【改正後】 3 3 万円+ <u>2 8 万 5 千円</u> ×（被保険者数等※の合計）以下
2 割軽減	【改正前】 3 3 万円+ <u>5 1 万円</u> ×（被保険者数等※の合計）以下 【改正後】 3 3 万円+ <u>5 2 万円</u> ×（被保険者数等※の合計）以下

※ 被保険者数等とは、被保険者数と特定同一世帯所属者（※1）の合計人数

※ 1 特定同一世帯所属者とは国保から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属しているかた

【 軽減拡充の影響 】

(令和 2 年 7 月 1 日現在)

		世帯数	軽減額
5 割軽減	改正前	2, 9 2 0 世帯	8 4, 1 6 2, 5 0 0 円
	改正後	2, 9 7 7 世帯	8 5, 9 3 9, 7 5 0 円
	差	5 7 世帯	1, 7 7 7, 2 5 0 円
2 割軽減	改正前	2, 6 0 5 世帯	3 1, 3 7 8, 1 5 0 円
	改正後	2, 6 6 1 世帯	3 2, 0 9 1, 8 5 0 円
	差	5 6 世帯	7 1 3, 7 0 0 円
差額合計		1 1 3 世帯	2, 4 9 0, 9 5 0 円

※ 改正により、軽減世帯は 1 1 3 世帯 増加し、軽減額は、2, 4 9 0, 9 5 0 円 の増額となりました。